

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年2月23日
照会部署名 南関東ブロック本部相談給付支援部
サービス推進・お客様相談グループ
照会担当者 (一般職) 大竹 正勝
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

| 業務実施部署の長の確認 梶本 |

(案件)

(受付番号) No. 2010-277	報酬の訂正について
------------------------	-----------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

疑義照会 2010-100 及び、平成19年12月11日付社会保険庁運営部医療保険課課長補佐 事務連絡の問3、問4の事例において、事業所の誤りや是正勧告により、手当及び報酬が遡及支払いされた場合については「算定基礎届の訂正を行う」とこととされているが、本人の過失の場合(例:転居等の申告を事業所へ未申告により住居手当・通勤手当等が遡及して差額が支払われた場合等)でも同様に算定基礎届の訂正を行う取扱いで良いのか。

また、本人の過失により遡及して手当等が減額し、過払い分を事業所へ返納金として戻入した場合についても同様に算定基礎届の訂正を行う取扱いで良いか、ご教示願います。

(回答)

ご照会の事例のように、報酬訂正の理由が本人の過失によるものであっても、本来適正に届出されるべきものが、単に誤っていたことに変わりはなく、算定基礎届等の訂正を行うこととなる。

回答日 平成22年3月28日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

| 主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長) | 山上 |